

令和元年度「農地中間管理機構」広報業務委託契約書（案）

公益社団法人兵庫みどり公社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和元年度「農地中間管理機構」広報業務を、乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理方法）

第2条 乙は、この契約及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

2 処理すべき業務は、令和元年度「農地中間管理機構」広報業務委託仕様書に記載の業務とする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和元年〇月〇〇日から令和2年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に係る委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において、「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託事業の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託事業を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託事業の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(内容の変更など)

第10条 甲は、必要に応じて、委託事業の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託事業の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事業の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(検査等)

第12条 乙は、委託事業が完了したときは、事業完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、委託事業の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は甲が適当と認める措置を講じた後、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙の行った修補又は甲が適当と認める配置に要した費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、請求書により前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は必要と認めるときは、委託料を前金払することができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第14条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害を請求することができない。
- 4 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(遅延利息)

第16条 乙は、第14条第1項又は前条第2項の違約金を甲の指定した期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額につき5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団を排除条例施行規則（平成23年兵庫県規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者

2 第15条第2項から第4項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第18条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる配置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための配置を講ずるために利用し、又は兵庫県に提供すること。

第19条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その操作等に協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5-7-18
公益社団法人兵庫みどり公社
理事長 新岡史朗

乙 ○○○○○○○○○○○
△△△△△△